

(陳受26第5号)

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成26年8月8日

陳情者

武蔵野市聴覚障害者協会　ほか5団体

陳情の要旨

手話は手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙と文法体系を持つ言語である。ろう者にとって手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、長い歴史の中で大切に守られてきた。

しかしながら、日本においては昭和初期からろう学校で手話は禁止され、社会でも手話を使うことで差別されてきたという歴史があり、現在ではろう学校でも手話が導入され、手話通訳者養成・派遣・設置事業の法制化などにより社会的に認められてきてはいるが、その活用や認識はまだまだ十分とは言えない状況にある。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。その障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成26年1月20日に、日本は障害者権利条約を批准した。この批准をより確固たるものとするために、「手話言語法（仮称）」制定をできるだけ早い時期に進めていただきたいと考える。

平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、意思疎通支援施策を義務づけており、鳥取県を初め、いくつかの地方自治体で「手話言語条例」が制定されている。

以上のことから、国において、日本中の聴覚障害者が手話による情報の提供をくまなく受けられるように、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に伝え、あらゆる場面で手話による意思疎通支援が行われ、どこでも自由に手話が使え、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境をつくるための法整備を実現することが必要であると考えます。

よって、武蔵野市議会において、政府に対し、「手話言語法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求め、陳情する。